

第10章

文化財の防災・防犯の取り組み



1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 想定されるリスクと現状

①地震

「宮古市地域防災計画」では、2011（平成23）年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型地震及び津波を前提としています。

地震の強い揺れによる災害については、過去の災害履歴等に基づき、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱及び河川沿いの低地等では震度6強となるような、市域の直下を震源地とする大規模な地震が発生することを前提として、予防及び対策を構築するとしています。

また、「宮古市総合防災ハザードマップー2023ー」における危険区域等の設定条件の中で、地震については、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、東日本太平洋沖地震のうち、最も影響の大きい日本海溝モデルによるシミュレーション結果を基に設定され、最大予想震度マップや液状化危険度マップが明示されています。

文化財の被害については、地震による強い揺れによって、寺院や神社等の建造物や仏像等の彫刻、石碑等の有形文化財が倒壊や損壊する可能性が想定されます。2011（平成23）年の東日本大震災においても、市指定有形文化財「元禄碑」や市指定史跡「長根寺桜庭氏墓所」の一部が倒れ、市指定有形文化財（建造物）である「大圓寺」及び「小山田薬師堂厨子」等で地震によるひび割れや損壊がみられました。

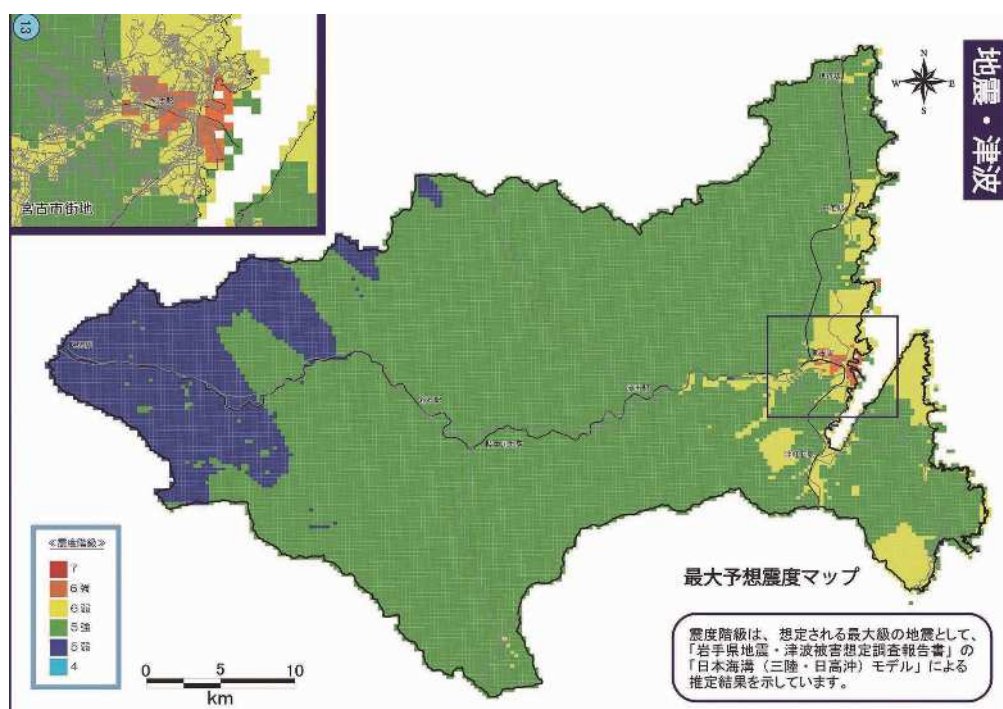


図10-1 最大予想震度マップ(出典:宮古市総合防災ハザードマップ)

②津波

「宮古市地域防災計画」では、2011（平成23）年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波を前提とし、津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定するとしています。

- ・発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

この他、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（1896（明治29）年の明治三陸地震津波）や遠方での地震による津波である遠地津波（1960（昭和35）年のチリ地震津波）なども想定されます。

「宮古市総合防災ハザードマップー2023ー」では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、東日本太平洋沖地震の想定に加え、明治三陸地震、昭和三陸地震のシミュレーション結果を重ね合わせた最大値による設定により、浸水範囲が示されています。閉伊川河口の最大津波水位は11.1mですが、太平洋に面した一部の海岸や漁港では20mを超える最大津波水位も想定されています。

津波による被害については、津波浸水域内に所在する指定等文化財は倒壊や浸水のほか、海域へ流出してしまう可能性も考えられます。2011（平成23）年の東日本大震災においても、沿岸市町村の多くで石碑や歴史資料、博物館収蔵資料等が流出しています。本市では、国登録文化財「盛合家住宅主屋」「盛合氏庭園」において、床上まで海水が流入し、襖や屏風などの美術工芸品への文化財レスキューを依頼しました。岩手県立博物館に搬送された後、乾燥・燻蒸等の作業が行われました。国指定名勝「浄土ヶ浜」や国指定天然記念物「日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地」では津波によって海水を被ったことで植物等への影響がみられました。

③風水害

「宮古市地域防災計画」では、「大雨、台風による災害」「その他異常な自然現象による災害」を想定するとしています。過去にも1948（昭和23）年9月16日に発生した「アイオン台風」の被害のほか、1959（昭和34）年10月10日の豪雨災害、近年では、2016（平成28）年8月30日の台風10号や2019（令和元）



東日本大震災の被害状況



国指定「浄土ヶ浜」の津波被害



国登録「盛合家住宅主屋」内の美術工芸品の浸水被害



市指定「公孫樹」強風枝折れ被害

年の台風19号等の災害がおきています。

「宮古市総合防災ハザードマップー2023ー」では、想定最大規模降雨（1,000年に1回程度の大雨）により河川が氾濫した場合に想定される最大の浸水深をシミュレーションした浸水範囲や深さを図示しています。

文化財における大雨、台風による被害は、石碑等の流出や土砂崩れ等による建造物の倒壊が想定されます。また、河川の氾濫により仏像等の彫刻や歴史資料などが浸水する可能性があります。さらに天然記念物の樹木等では、枝折れや倒木の危険も考えられます。

2016（平成28）年の台風10号では、国指定史跡「崎山貝塚」において、史跡整備された公園内の園路が損傷し、さらに河川の氾濫により市指定天然記念物「チョウセンアカシジミ」の食樹であるトネリコが流出し、個体数が急激に減少しました。2019（令和元）年の台風19号においても、「崎山貝塚」の公園内の法面が崩落しています。



2016(平成28)年台風10号の被害
（国指定「崎山貝塚」）

④火災

本市の火災発生件数（「宮古市の統計」資料：宮古警察署）は、2019（令和元）年が23件、2020（令和2）年が14件、2021（令和3）年が8件、2022（令和4）年が12件と推移しています。建物火災が最も多く、車両火災のほか、林野火災も発生しています。件数は少ないですが放火も発生しています。過去には、1961（昭和36）年5月29日に「三陸フェーン大火」が発生し、住宅全焼519戸、山林被害5,860haという甚大な被害をもたらしました。

建物火災や林野火災等による文化財の被害は、木造建造物の焼失や寺社内にある仏像等の有形文化財の焼失が想定されます。林野火災では、天然記念物の樹木等が影響を受けると考えられます。現状では、指定・登録後に焼失した文化財はありませんが、今後、地震や津波等によって発生した火災によって損傷、焼失することもあります。

⑤窃盗ほか

市内の刑法犯罪発生数（「宮古市の統計」資料：宮古警察署）では、窃盗は年間70～80件発生しています。現時点で、指定等文化財の盗難はありませんが、人口減少・少子高齢化によって地域での防犯体制が行き届かず、今後被害が発生する可能性が想定されます。

（2）防災・防犯に関する課題

指定等文化財に関する災害等のリスクを把握するため、「宮古市総合防災ハザードマップ」を基に文化財ハザードマップを作成することが必要となります。

現在、防潮堤や水門などの津波被害を最小限にするハード面での整備や、避難訓練・防災教育によるソフト面での減災事業が進められています。指定等文化財についても、国・県の被害想定に基づき、発生時の対応を事前に決めておく等の対策が必要です。

さらに^{こうはつ}後発地震も想定されることから、被災後の現況確認の方法や文化財を一時避難させる等の応急対応についても事前にシミュレートしておく必要があります。

また、近年は自然災害が頻発する傾向にあるため、これまでの予想を超える被害を想定し、災害に備える体制や対応を確認しておくことが求められています。特に個人所有の指定等文化財も多いことから、「文化財防火デー」に合わせた普及啓発のほか、文化財現況確認調査等で所有者との連携をさらに強化し、保管状況の確認や防犯対策の確認を進めていく必要があります。指定等建造物の耐震対策として、まず耐震診断を行う必要があります。

2 文化財の防災・防犯に関する方針と取り組み

津波災害と豪雨洪水被害等に関して、宮古市総合防災ハザードマップを基に、文化財の分布とリンクさせる等の取り組みを進めます。

また、文化財所有者や地域住民との連携により、「文化財防火デー」での啓発や消防訓練を継続して実施し、盗難や汚損対策についても検討します。（「第6章 文化財の保存・活用の目標と方針」－（1）基本的な取り組み－基本方針③【再掲】）

さらに、文化財の防災・防犯についての取り組みについては、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（2020（令和2）年12月改訂 文化庁）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（2019（令和元）年9月 文化庁）を参照し、「第9章 文化財の保存・活用の取り組み」で掲載した以下の事業について、取り組みます。

防災・防犯の取り組み 【再掲】

番号	事業名 事業内容	新規 継続	実施主体	前期 （R6・7年）	中期 （R8・9年）	後期 （R10・11年）
17	文化財ハザードマップの作成 宮古市総合防災ハザードマップを基に、市内の文化財に関わる災害危険箇所等を明示する「文化財ハザードマップ」を作成し、文化財の防災意識向上につなげます。	新規 【重点】	市 （文化課 危機管理課）			
18	「災害対策マニュアル」の作成 指定等文化財について、災害発生時の対応や連絡体制などを記載した文化財の種別ごとの「災害対策マニュアル」を作成します。災害発生時に迅速に対応できるよう所有者を含め広く周知します。	新規 【重点】	市 （文化課 危機管理課）			
19	文化財所在地の防災・防犯設備把握調査 指定等文化財所在地における防災・防犯設備の把握（文化財現況確認等）を進め、「災害対策マニュアル」に記載します。指定等建造物の耐震診断の実施について、所有者と連携を図りながら検討します。	新規	市 （文化課）			

20	文化財防災・防犯の啓発、訓練 文化財防火デーでの普及啓発のほか、毎年実施している文化財現況確認、「地域の宝さがし」事業に合わせて、所有者への周知や指定等文化財の所在する場所において重点的に消防訓練などを実施します。	継続	市 (文化課)			

：取り組みの期間

3 文化財の防災・防犯の体制

本市に所在する文化財についての地震や津波、火災、盗難等の災害発生時における対応及び被害状況確認等の連絡体制については、「岩手県文化財保存活用大綱」（第4章文化財の防災と災害発生時への対応）に記載された「岩手県防災連携図」「連絡系統図」により、以下のとおり取り組みます。

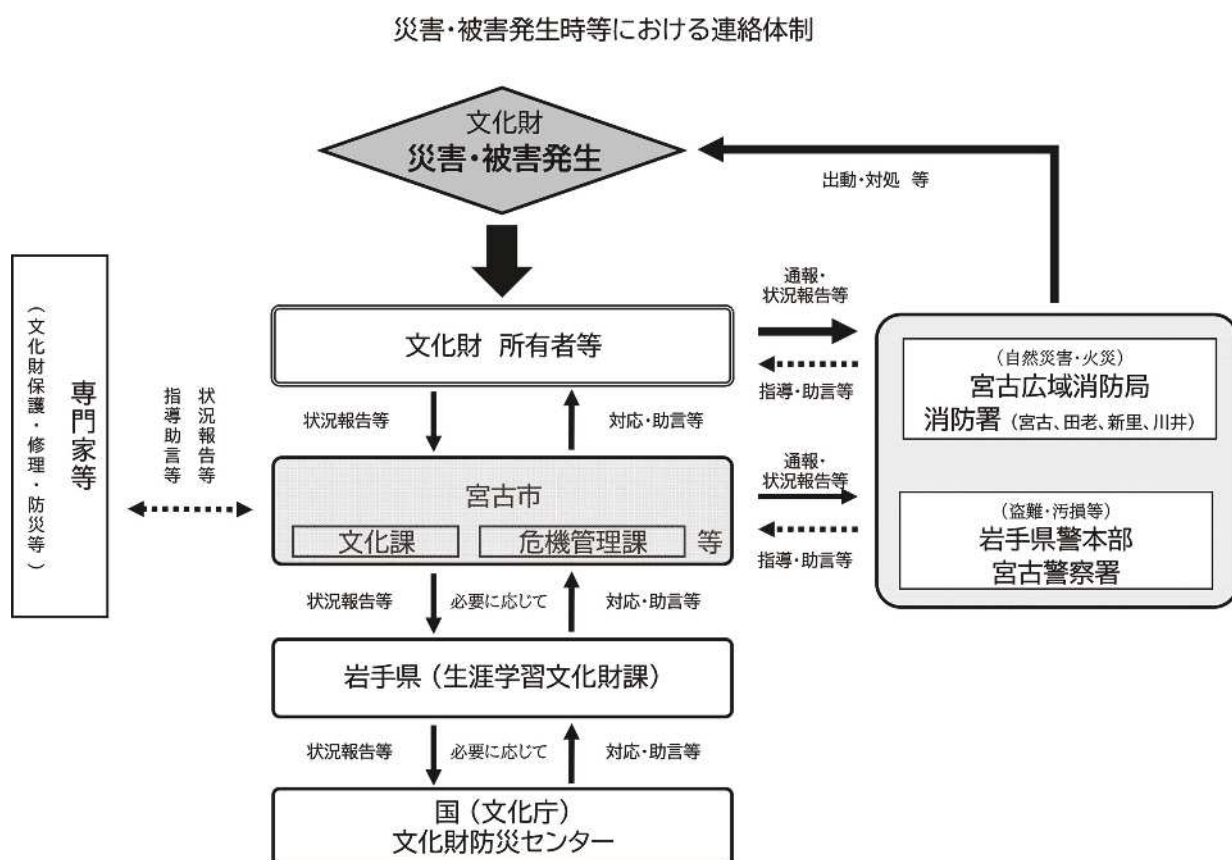


図10-2 災害・被害発生時等における連絡体制